

離婚分割、4,000件超える

平成16年の年金改正に伴い、年金分割の年金給付に關して離婚時年金分割制度が導入され、平成19年4月1日から施行されました。

社会保険庁はこのほど、制度スタートから6ヶ月目である19年9月の離婚時年金分割状況を明らかにしましたが、9月の年金分割請求件数は732件で、19年4～9月の累計は4,049件となりました。

9月の分割請求件数の多い都道府県は東京都91件、大阪府75件、神奈川県59件、北海道58件、千葉県57件、の順となっている。性別で見ると男性171件、女性561件で約8割が女性からの請求でした。

9月の相談件数の合計は5,774件で、8月に比べ約600件少なくなりました。

来訪相談は3,807件で社会保険事務所に2日に1件の来訪相談割合です。情報提供請求件数は、9月は2,091件で8月に比べ約300件少なくなっています。

事前準備の昨年10月からを含めた累計(稼働日数283日)でみると、相談件数は7万9,480件、このうち来訪相談は4万6,159件。情報提供請求件数は2万3,754件となっています。

事業所担当者
の皆様へ

賞与支払届の作成を
サポートいたします

エクセルで作成したデータを当基金にご提出いただければ賞与支払届を作成するサービスを行っております。

《 作成の流れ 》

- ①当基金よりエクセルで作成した加入員データFDを送付します。
- ②賞与の支払日と支払金額(※1円単位まで)を入力し、メールまたはFDにて当基金へご返送ください。
- ③基金にてデータを賞与支払届用紙に印字、または社会保険庁仕様のFDと磁気媒体用総括表を作成し、送付します。
- ④届書の内容を確認後、手書きの総括表を記入し、事業主印押印の上、ご提出ください。(※社会保険庁仕様のFDの場合、社会保険事務所、健康保険組合、当基金あてに分けてそれぞれに直接ご提出ください)

作成を希望される場合、またはお問合せ等は当基金までご連絡ください。

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から今後は書面にて回答させていただきます。

また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

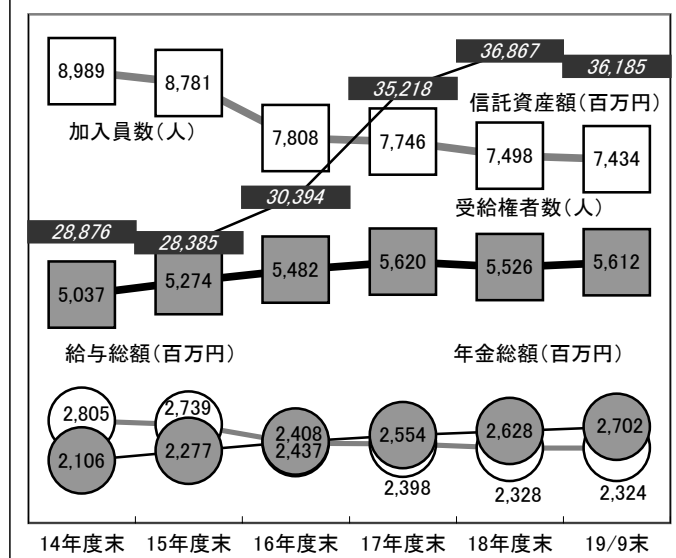
年金の確実な支給のために

当基金では退職により当基金を脱退された方が、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時のご住所あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知しておりますが、退職後に住所、氏名の変更があり、基金へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

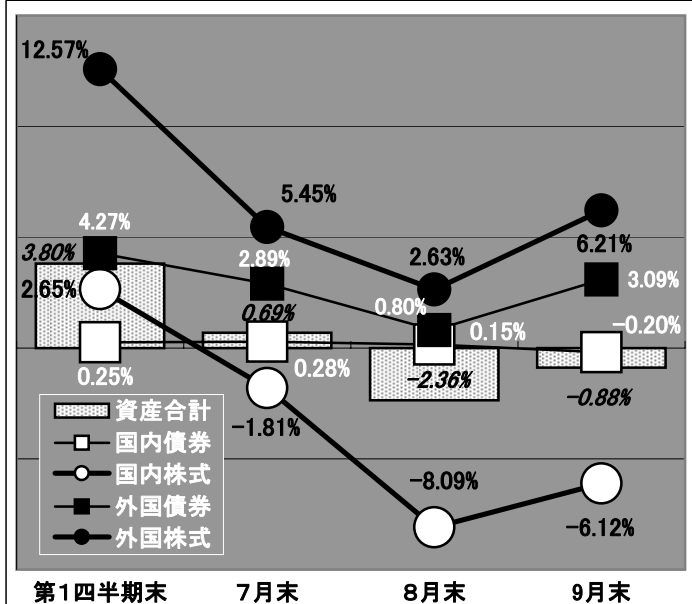
この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金に必ずご連絡くださる様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしく願い申し上げます。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成19年度>



設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業主変更	株新東洋	岡本 雄太	H19.9.1
事業所削除	AGCエレクトロニクス(株)	合併	H19.9.1
事業所削除	大久保運送(株)	閉鎖	H19.9.1

11月の事業予定

上旬 第2四半期の資産運用報告ヒヤリング
下旬 財政再計算結果報告書の提出

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>